

浜田市新型コロナウイルス感染症緊急対策

店舗等の家賃の一部を補助します

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等を支援するため、事業活動のために賃借している家賃の一部を補助します。

※家賃とは店舗、事務所、土地、駐車場などにかかる賃料です（管理費、共益費を除く）

補助対象者

浜田市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者または個人事業主で、以下の①～⑤のいずれかの条件を満たす事業者

令和2年2月～10月までのいずれかの月における売上高が、

①対前年同月の売上高と比較して30%以上減少

※新規創業など前年の売上と比較できない場合

令和2年2月～10月までのいずれかの月における売上高が、

②当該月を含む直近3ヶ月間の平均売上高と比較して30%以上減少

③令和元年12月の売上高と比較して30%以上減少

④令和元年10月～12月の平均売上高と比較して30%以上減少

※令和2年1月以降に新規創業した場合

令和2年2月～10月までのいずれかの月における売上高が、

⑤創業時に計画した売上計画と比較して30%以上減少

補助対象経費・補助金額

【補助対象経費】上記①～⑤に該当する月の家賃（最大3ヶ月まで）

【補助金額】1事業者あたり上限30万円 ※100円未満の端数は切捨

対象となる月の売上減少率	補助率
30%以上 50%未満	月額家賃の50%以内の額
50%以上	月額家賃の100%以内の額

補助金額の計算例は裏面をご確認ください。

申請受付期間

2020年6月1日(月)～2020年12月28日(月)※当日消印有効

申請方法・必要書類については、裏面をご確認ください。

【問い合わせ先】

市事業者支援相談窓口

【TEL】0855-25-9155

浜田市商工労働課

【TEL】0855-25-9501



浜田市 HP
《家賃補助》

補助金額の計算例

表面の補助対象者①に該当し、店舗の月額賃料 8 万円の場合

月	2020 年 売上	2019 年 売上	売上 減少率	補助の対象	補助金額
3 月	40 万円	50 万円	▲20%	×	
4 月	30 万円	50 万円	▲40%	○	4 万円
5 月	20 万円	50 万円	▲60%	○	8 万円
6 月	25 万円	50 万円	▲50%	○	8 万円

売上減少率の確認については、浜田市ホームページの「売上減少率確認の補助シート」にて計算ください。

合計申請額 20 万円

申請方法・必要書類

【申請方法】

以下の必要書類一式を郵送にてご提出ください。

※感染症対策を講じた上で完全予約制の相談窓口を設置します。

- 郵送：浜田市商工労働課（〒697-8501 浜田市殿町 1 番地）
- 窓口：電話にて事前予約をお願いします。（連絡先は以下のとおり）

- ・市事業者支援相談窓口（0855-25-9155）
- ・金城支所産業建設課（0855-42-1233） ・旭支所産業建設課（0855-45-1437）
- ・弥栄支所産業建設課（0855-48-2112） ・三隅支所産業建設課（0855-32-2803）

【必要書類】

書類の名称	様式・提出物
申請書兼請求書	・様式第 1 号（浜田市ホームページに掲載）
誓約書	・様式第 2 号（浜田市ホームページに掲載）
補助対象月があることが確認できる書類	以下の①②③すべての確認書類が必要です。 ①売上減少率確認の補助シート（浜田市ホームページに掲載） ②比較する月の売上高が確認できるもの（2019 年の売上高等） （例）法人の場合：法人事業概況説明書、個人の場合：確定申告書 などの写し ③令和 2 年 2 月～10 月までの間のいずれかの月の売上高が分かるもの （例）試算表、損益計算書、勘定元帳、売上台帳などの写し
店舗、事務所等に係る賃貸借契約書の写し	・貸主/借主の氏名・押印、月額賃料、対象物件の記載があるもの （例）賃貸借契約書の写し
主たる事務所又は事業所の所在地、事業年月日及び事業内容を確認できる書類の写し	・法人登記履歴事項全部証明書、確定申告書類、開業届、営業許可書 などいずれかの写し

【問い合わせ先】

市事業者支援相談窓口
浜田市商工労働課

【TEL】0855-25-9155
【TEL】0855-25-9501



浜田市 HP
《家賃補助》